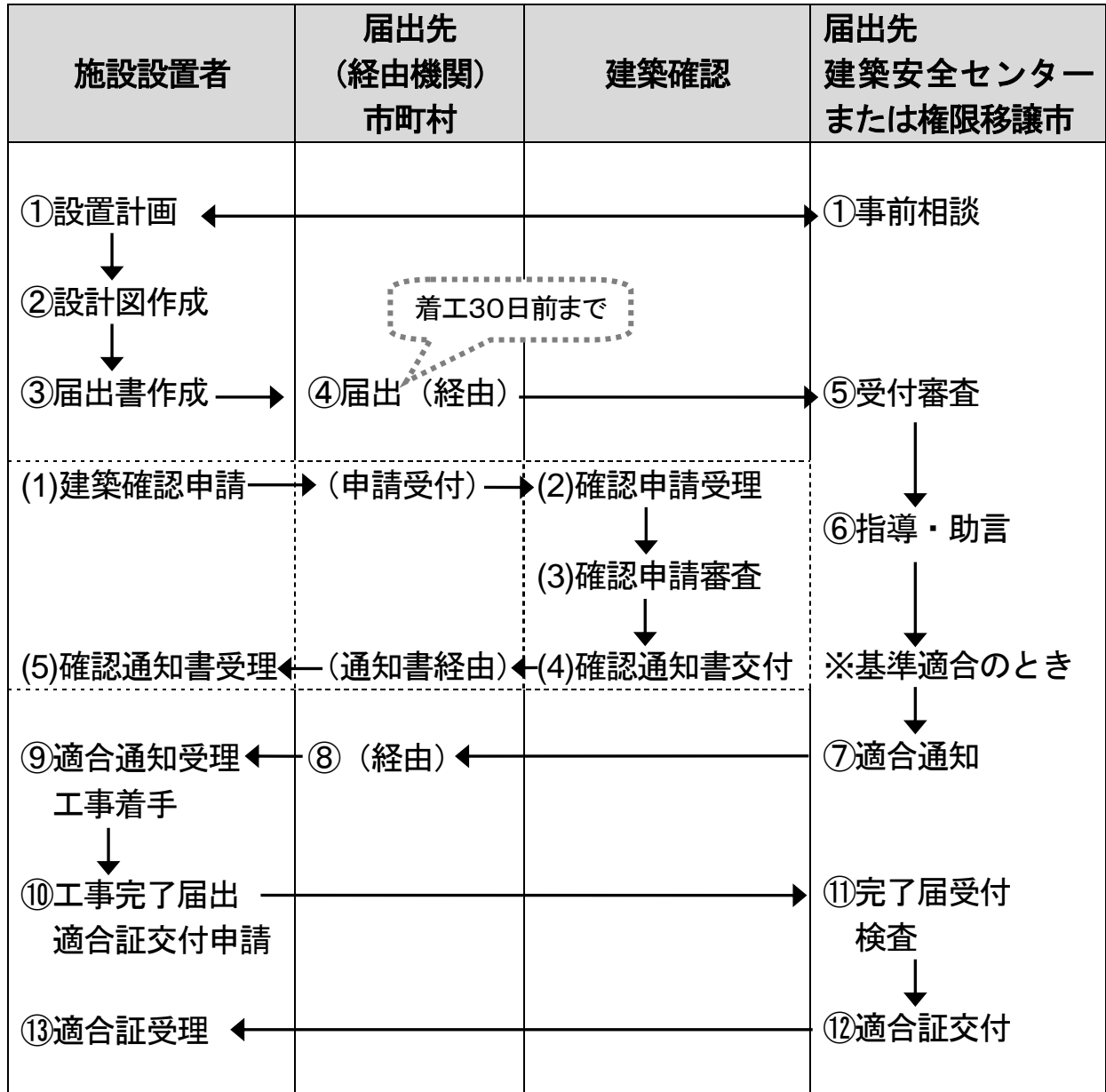


## 福祉のまちづくり条例に基づく届出手続きの流れ

建築物・小規模建築物の場合、届出等の手続きの流れは次のとおりです。



### ①設置計画・事前相談

施設の新築等を行う場合は、計画段階等の早期に、施設のある市町村を担当している県建築安全センターまたは権限を移譲している市（特定行政庁）の建築確認担当課にご相談ください。福祉のまちづくり条例の整備基準の内容や必要な手続きなどについてご相談をお受けします。

※ ただし、さいたま市の区域に整備する施設は除きます。（さいたま市は、独自の条例の整備基準があります。くわしくは、さいたま市の担当課までお問い合わせください。）

なお、新築等を行う地域によっては、開発等に関して事前協議が必要な場合がありますので、ご注意ください。

## ②設計図作成

県建築安全センター等との相談・協議が済み、設計が終わりましたら、条例に関する届出をお願いします。

## ③届出書作成、④届出

届出は、施設のある市町村の担当課に提出してください。届出の時期は、工事の着工前、建築確認申請を行うのと同じ時期をお願いします。

提出書類は、届出書、整備項目表、設計図書となります。

## ⑤受付審査

整備基準に適合しているかどうかなど、設計図書等を参考にしながら確認します。

## ⑥指導・助言

施設の構造や設備が整備基準に適合しない場合には、助言・指導により、基準への適合を求めます。

## ⑦、⑧適合通知

基準に適合しているときは、県建築安全センターから市町村を經由し適合通知書が交付されます。（権限移譲市の場合は直接交付されます。）

## ⑨適合通知受理、工事着手

適合していることを確認し、工事に着手してください。

## ⑩完了届、⑪検査

工事が完了したときは、完了届を提出し、完了検査を受けてください。

## ⑫、⑬適合証の交付

完了検査で整備基準に適合していることが確認された場合は、適合証を交付することができます。

適合証の交付を希望される方は、適合証交付申請書を提出してください。

ご希望の方には、適合証及び適合証のシンボルプレートを交付しています。